

【御意見】

・会議資料5ページ【第1号議案】4 施設の衛生管理(1), 会議資料10ページ【第2号議案】3 応募条件(2)アについて「食品衛生法に基づく食品衛生監視票での評価が80点以上であること。」を削除し, 「食品衛生関係法令に基づき, HACCP\*に沿った衛生管理に取り組むとともに, 適切に施設管理, 運営を行えること。」の追加してはどうか。

※HACCPとは, 食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で, 原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で, それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し, 製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと。

○理由

・食品衛生法改正で, 全ての食品等事業者にHACCP\*に沿った衛生管理の実施が義務づけられたこと(令和3年6月1日完全施行)から, 食品衛生監視票も新様式となり旧監視票の採点評価では, 幅広い事業者からの応募が期待できないため。

○変更事項

食品衛生法改訂に伴う「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定基準(案)及び「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設募集要領(案)の一部変更等

ア 会議資料 5 ページ【第1号議案】4 施設の衛生管理, (1)  
会議資料 10 ページ【第2号議案】3 応募条件, (2) 施設の衛生管理, ア  
(変更前)

食品衛生法に基づく食品衛生監視票での評価が80点以上であること。

↓

(変更後)

食品衛生関係法令に基づき, HACCP\*に沿った衛生管理に取り組むとともに, 適切に施設管理, 運営を行えること。

イ 会議資料 12 ページ【第2号議案】8 応募について, (2) 応募方法, オ

募集要領の「必要書類」から食品衛生監視票に関する文言の削除。